

十七万八千円とする。

4 第二十八条第三項及び第四項並びに第二十九条(第一号を除く。)の規定は、第一項の割増賃料について準用する。

(高額所得者に対する明渡請求)

第四十条 知事は、第三十四条第二項の規定により認定された高額所得者(以下「高額所得者」という。)に対し、期限を定めて、当該普通県営住宅の明渡しを請求しなければならない。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して六月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第一項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該普通県営住宅を明け渡さなければならない。

(高額所得者の家賃等)

第四十一条 高額所得者が当該普通県営住宅に引き続き入居しているときは、当該普通県営住宅の毎月の家賃は、第二十条第一項の規定にかかわらず、

同条第三項の規定による近傍同種の住宅の家賃の額(以下「近傍同種の住宅の家賃の額」という。)とする。

2 知事は、前条第一項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても当該普通県営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該普通県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。

3 知事は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、前条第一項の規定による請求を受けた者の申出により、同項の期限を延長することができる。

一 入居者(同居者を含む。以下この項において同じ。)が病気にかかっているとき。

二 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。

三 入居者が近い将来において定年退職する等の事由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

四 その他前三号に準ずる特別の事情があるとき。

4 第二十九条の規定は、第二項に規定する金銭について準用する。

第三節 普通県営住宅建替事業等

(普通県営住宅建替事業による明渡請求)

第四十二条 知事は、普通県営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する普通県営住宅を除却するため必要があると認めるときは、当該普通県営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して三月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第一項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該普通県営住宅を明け渡さなければならない。

(新たに整備される普通県営住宅への入居)

第四十三条 前条第一項の規定による請求を受けた者は、当該普通県営住宅建替事業により新たに整備される普通県営住宅への入居を希望するときは、入居の申出をしなければならない。

2 前項の規定による申出をした者については、第七条、第八条及び第十一条の規定は、適用しない。

(普通県営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第四十四条 知事は、前条第一項の申出をした者を新たに整備された普通県営住宅に入居させる場合及び法第四十四条第三項の規定による普通県営住宅の用途の廃止による普通県営住宅の除却に伴い当該普通県営住宅の入居者を他の普通県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する普通県営住宅の家賃が従前の普通県営住宅の最終の家賃を超えることとなったときは、第二十条第一項、第三十八条又は四十一条第一項の規定にかかわらず、令第十一条の規定に基づき当該入居者の家賃を減額するものとする。

第四節 駐車場の使用

(駐車場の使用)

第四十五条 県営住宅の駐車場を使用しようとする入居者若しくは同居者又はこれらの者が組織する団体で知事が適当と認めるものは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて駐車場を使用するものから使用料を徴収する。

3 使用料の額は、別表第二のとおりとする。

4 使用料は、毎月末までにその月分を納付しなければならない。

5 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第一項の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは期間を定めて使用を停止させることができる。

一 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

二 使用の許可の条件に違反したとき。

三 前二号に掲げるもののほか、県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障があると認めるとき。

第五節 県営住宅の明渡請求等

(収入状況の報告の請求等)

第四十六条 知事は、普通県営住宅について第二十条第一項若しくは第三十八条の規定による家賃の決定、第二十九条(第三十条第四項又は第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定による家賃、敷金若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予又は第四十条第一項の規定による明渡しの請求に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官

公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 前項の規定は、改良住宅について第二十九条(第三十条第四項又は第二十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による家賃、敷金若しくは割増賃料の減免若しくは徴収の猶予又は第二十六条第一項の規定による収入に関する決定に関し必要があると認める場合について準用する。

(県営住宅の検査)

第四十七条 入居者は、当該県営住宅を明け渡そうとするときは、その十日前までに知事に届け出て、知事の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第二十三条第五項の規定により県営住宅を模様替し、又は増築したときは、前項の検査の時までに、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(県営住宅の明渡請求)

第四十八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対し、当該県営住宅の明渡しを請求することができる。

- 一 入居者が不正の行為によって入居したとき。
 - 二 入居者が家賃又は割増賃料を三月以上滞納したとき。
 - 三 入居者が当該県営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
 - 四 入居者が正当な事由によらないで十五口以上県営住宅を使用しないとき。
 - 五 入居者が第十八条又は第三十三条第二項から第五項まで若しくは第七項の規定に違反したとき。
 - 六 普通県営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- 2 前項の規定による請求を受けた入居者は、速やかに当該県営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 知事は、普通県営住宅又は特定県営住宅について第一項第一号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額(特定県営住宅にあつては、第二十七条の規定により減額される前の家賃の額。以下この項及び次項において同じ。)とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年五分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該普通県営住宅又は特定県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。
- 4 知事は、普通県営住宅又は特定県営住宅について第一項第二号から第五号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、請求の日の翌日から当該普通県営住宅又は特定県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。
- 5 知事は、改良住宅について第一項の規定により明渡しを請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、請求の日の翌日から当該改良住宅の明渡し

を行う日までの期間について、毎月、家賃及び割増賃料の額の二倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。

第五章 社会福祉事業等への活用

(社会福祉法人等による普通県営住宅の使用)

第四十九条 知事は、普通県営住宅を法第四十五条第一項に規定する社会福祉法人等(以下「社会福祉法人等」という。)に公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令(平成八年厚生省令・建設省令第一号)第一条に規定する事業のための住宅として使用させることが必要であると認めるときは、普通県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該普通県営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。

2 前項の事業のために普通県営住宅を使用しようとする社会福祉法人等は、知事の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けて普通県営住宅を使用する社会福祉法人等から使用料を徴収する。

4 前項の使用料の額は、当該普通県営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額を超えない範囲内において知事が定める。

5 使用料は、毎月末(月の途中で使用を終了した場合、その終了した日)までにその月分を納付しなければならない。

6 月の中途から使用を開始するとき、又は月の途中で使用を終了するときの当該月の使用料の額は、日割計算による額とする。

7 前項の規定により日割計算した額に百円未満の端数があるとき、又は当該額が百円未満であるときは、当該端数又は当該額を切り捨てる。

8 第三十一条から第三十三条まで、第四十五条第五項及び第四十七条の規定は、第一項の規定による普通県営住宅の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「県営住宅」とあるのは「普通県営住宅」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、「第一項」とあるのは「第四十九条第二項」と、「第三十三条第五項」とあるのは「第四十九条第八項において準用する第三十三条第五項」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

(立入検査)

第五十条 知事は、県営住宅の管理上必要な限度において、知事の指定した者に、現に使用している県営住宅にあらかじめその入居者の承諾を得て立ち入り、当該県営住宅を検査させ、又はその入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
(管理の委託)

第五十一条 別表第一に掲げる県営住宅(県営秋の台住宅、県営獅子ヶ森住宅、県営住吉住宅、県営芝童森住宅、県営梵天住宅、県営高森住宅、県営船場町住宅、県営吉沢住宅、県営朝日が丘住宅及び県営倉内住宅並びに県営花園改良住宅を除く。)及び共同施設(県営秋の台住宅集会所、県営獅子ヶ森住宅集会所、県営芝童森住宅集会所、県営梵天住宅駐車場、県営船場町住宅駐車場、県営朝日が丘住宅集会所、県営朝日が丘住宅駐車場及び県営倉内住宅駐車場を除く。)の管理は、財団法人秋田県建築住宅センターに委託する。

(罰則)

第五十二条 知事は、入居者が詐欺その他不正の行為により家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料に処する。

(委任規定)

第五十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の秋田県営住宅条例(昭和三十五年秋田県条例第十三号。以下「改正前の条例」という。)の規定により知事がした許可、決定、承認その他の処分は、当該処分があった日において、それぞれこの条例の相当規定によりされた処分とみなす。

3 この条例の施行の際現に県営住宅に入居の申込みをしている者又は入居している者が施行日前にした申告、届出その他の行為は、当該行為があった日において、それぞれこの条例の相当規定によりされた行為とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国の補助の特例)

5 法附則第五項の規定による貸付けを受けて建設された普通県営住宅に係る第三条第二号の規定の適用については、同号中「補助」とあるのは、「補助又は無利子の貸付け」とする。

(過疎地域等における入居資格の特例)

6 当分の間、過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域その他の令附則第七項に定める地域内の普通県営住宅に係る第七条の規定の適用については、当該県営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第一号の条件を具備する者とみなす。

別表第一(第二条、第五十一条関係)

一 普通県営住宅及び共同施設

普通県営住宅		名	共同施設	称	位置
県営秋の台住宅	県営秋の台住宅集会所				大館市池内字上野
県営獅子ヶ森住宅	県営獅子ヶ森住宅集会所				大館市釈迦内字台野道上
県営住吉住宅					能代市住吉町
県営芝童森住宅	県営芝童森住宅集会所 県営芝童森住宅駐車場				能代市字寿域長根
県営手形一号住宅					秋田市手形住吉町
県営手形二号住宅					秋田市手形住吉町
県営新屋住宅	県営新屋住宅集会所 県営新屋住宅駐車場				秋田市新屋栗田町
県営大野住宅	県営大野住宅集会所 県営大野住宅駐車場				秋田市大住一丁目、大住二丁目
県営手形山一号住宅	県営手形山一号住宅集会所 県営手形山一号住宅駐車場				秋田市手形山西町
県営手形山二号住宅	県営手形山二号住宅児童遊園 県営手形山二号住宅集会所 県営手形山二号住宅駐車場				秋田市手形山西町
県営松崎住宅	県営松崎住宅児童遊園 県営松崎住宅集会所 県営松崎住宅駐車場				秋田市下北手松崎字大沢田、字大巻
県営御野場住宅	県営御野場住宅第一集会所 県営御野場住宅第二集会所 県営御野場住宅駐車場				秋田市御野場七丁目、御野場新町一丁目
県営イサノ住宅	県営イサノ住宅集会所 県営イサノ住宅駐車場				秋田市八橋イサノ二丁目
県営桜方丘住宅	県営桜方丘住宅集会所 県営桜方丘住宅駐車場				秋田市桜方丘四丁目
県営土崎港住宅	県営土崎港住宅集会所 県営土崎港住宅駐車場				秋田市土崎港相染町字中谷地
県営旭南住宅					秋田市旭南一丁目

名 称	位 置
<p>三 特定県営住宅及び共同施設</p>	
<p>県営將軍野改良住宅</p>	<p>秋田市土崎港北二丁目</p>
<p>県営新屋改良住宅</p>	<p>秋田市新屋栗田町</p>
<p>県営矢留改良住宅</p>	<p>秋田市千秋矢留町</p>
<p>県営花岡改良住宅</p>	<p>大館市花岡字前田</p>
<p>改良住宅</p>	<p>位 置</p>
<p>共同施設</p>	
<p>一 改良住宅及び共同施設</p>	
<p>県営倉内住宅</p>	<p>湯沢市倉内字三ツ田、字熊ノ堂</p>
<p>県営朝日が丘住宅</p>	<p>横手市朝日が丘三丁目</p>
<p>県営吉沢住宅</p>	<p>横手市睦成字吉沢上台</p>
<p>県営船場町住宅</p>	<p>大曲市船場町二丁目</p>
<p>県営高森住宅</p>	<p>由利郡金浦町金浦字高森</p>
<p>県営梵天住宅</p>	<p>本荘市出戸町字東梵天</p>
<p>県営追分長沼住宅</p>	<p>南秋田郡天王町天王字北上野、字長沼</p>
<p>県営船越内子住宅</p>	<p>男鹿市船越字内子</p>
<p>県営船越内子住宅駐車場</p>	
<p>県営追分長沼住宅駐車場</p>	
<p>県営梵天住宅駐車場</p>	
<p>県営船場町住宅駐車場</p>	
<p>県営朝日が丘住宅集会所</p>	
<p>県営朝日が丘住宅駐車場</p>	
<p>県営倉内住宅駐車場</p>	

特定県営住宅 共同施設

県営手形山一号特定住宅 県営手形山一号特定住宅駐車場

秋田市手形山西町

別表第二(第四十五条関係)

名 称	使用の単位	使用料の額
県営芝童森住宅駐車場 県営船越内子住宅駐車場 県営追分長沼住宅駐車場 県営梵大住宅 駐車場 県営船場町住宅駐車場 県営朝日が丘住宅駐車場 県営倉内住宅駐車場	一区画一月につき	一、三〇〇円
県営新屋住宅駐車場 県営大野住宅駐車場 県営手形山一号住宅駐車場 県営手形山二号住 宅駐車場 県営松崎住宅駐車場 県営御野場住宅駐車場 県営桜方丘住宅駐車場 県営土崎 港住宅駐車場 県営手形山一号特定住宅駐車場		一、八〇〇円
県営イサノ住宅駐車場		二、三〇〇円

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び県費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第三十三号

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び県費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「勤務条件」の下に「並びに同法第四十七条の三に規定する非常勤の講師の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額並びにその支給方法」を加える。

第二条第二項中「講師」の下に「(常勤の者に限る。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この条例において「非常勤の講師」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)第

十七条第二項に規定する非常勤の講師をいう。
第三十条を次のように改める。

(非常勤の講師の報酬及びその支給方法)

第三十条 非常勤の講師には、その職務に対する対価として報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、日額一万八千円又は月額二十万円を超えない範囲内において、県の教育委員会が別に定める。

3 第一項に規定する報酬の支給方法は、県の教育委員会が別に定める。

第三十一条を第三十二条とし、第三十条の次に次の一条を加える。

(非常勤の講師の費用弁償及びその支給方法)

第三十一条 非常勤の講師が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第二の行政職給料表による一級の職務にある者に支給される旅費の額とする。

3 前項に定めるもののほか、非常勤の講師の旅費については、県立学校職員の例による。ただし、県の教育委員会は、予算の範囲内において支給するものとする。

(県費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正)

第二条 県費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

「県費負担教職員」の下に「(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十二年法律第百十六号)第十七条第二項に規定する非常勤の講師を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十四号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十八年秋田県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

第七条第一項第四号及び第五号中「週休日等以外の土曜日若しくはこれに相当する日」を「四時間の勤務時間を割り振られている日」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十五号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例（昭和三十七年秋田県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号(一)中「四、一一二人」を「四、一六四人」に改め、同号(二)中「三二五人」を「三二三人」に改め、同号(三)中「三九人」を「四〇人」に改め、同号(四)中「三一七人」を「三一六人」に改め、同条第二号(一)中「二、四三二人」を「二、五三八人」に改め、同号(二)中「一三九人」を「一三五五人」に改め、同号(三)中「二一人」を「一人」に改め、同号(四)中「一三八人」を「一三五五人」に改め、同条第三号中「八三人」を「八五人」に改める。

第二条第一号(一)中「二、七三七人」を「二、六九二人」に改め、同号(二)中「二二九人」を「二二二人」に改め、同条第二号(一)中「一三八人」を「一三七七人」に改める。

第三条第一号中「寮母」を「寄宿舎指導員」に、「一一七人」を「一〇八人」に改める。

第四条第一号中「寮母」を「寄宿舎指導員」に、「七五二人」を「七七一人」に改め、同条第二号中「八六人」を「八五人」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十六号